

令和 7 年度第 1 回
大和郡山市地域公共交通運賃等協議会
(書面開催)

日時：令和 7 年 6 月 2 日（月）
～令和 7 年 6 月 11 日（水）

議 事

議題第 1 号 大和郡山市コミュニティバス「元気治道号」路線延長に伴う運賃の設定について

大和郡山市地域公共交通運賃等協議会委員名簿

R7. 5. 26現在

	所 属 団 体 名	役職	氏 名	備 考
1	大和郡山市	市長	ウエダ キン 上田 清	会長
2	大和郡山市自治連合会	会長	ウヱムラ トシヒロ 植村 俊博	委員
4	大和郡山市治道地区自治連合会	会長	ヤベ シンユキ 矢邊 滋之	委員
5	奈良交通株式会社	乗合事業部 統括部長	オオニシ ヒデキ 大西 秀樹	委員
6	近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	タケウチ ヒロアキ 竹内 弘明	委員

(事 務 局)

大和郡山市 総務部	部長	百嶋 芳一
大和郡山市 総務部 交通防犯対策課	課長	上谷 正博
〃	係長	源田 和弘

議題第 1 号

第 1 号議案書

大和郡山市コミュニティバス「元気治道号」路線延長に伴う運賃の設定について

このことについて、延長する路線にかかる運賃について、現状どおり「変更なし」とすること、および令和 8 年 4 月実施予定の運賃改定については、当区間にも適用することについて承認を求めます。

(経緯および補足)

元気治道号「伊豆七条町」停留所の移設に伴い路線延長が生じることから、この区間にかかる運賃を設定する必要があります。

設定する運賃については、現状適用されている運賃を変更なく適用する想定をしているほか、令和 6 年度第 1 回の当協議会でご承認いただきました、令和 8 年 4 月実施予定の一律 200 円への運賃改定についても同様に適用することを想定しております。

運賃設定にあたって、当市コミュニティバスは関係者の協議に基づいて決定する協議運賃(道路運送法第 9 条第 4 項)で運用しており、今回についても同様に協議のうえ決定するものですが、事前に住民や利用者、その他利害関係者などの意見を反映するために必要な措置をとることとされており(同条第 5 項)、当市ホームページ上で意見を募集しておりましたが、寄せられた意見はございません。

ご承認いただいた場合は、別添の「協議が整っていることの証明書」を奈良交通株式会社へ交付し、奈良運輸支局への手続きを行います。

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる
協議が調っていることの証明書（案）

令和 7 年 月 日に開催した大和郡山市地域公共交通運賃等協議会において、下記
事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

■協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法 ※いずれも 1 人 1 乗車当り

- ・大人（中学生以上）：100 円
- ・小児（小学生）：50 円
- ・障害者※1 および介助者※2：無料
- ・未就学児（小学生未満）：無料

※1 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの所持者

※2 第 1 種障害者または精神障害 1 級の方の介助者（1 名につき 1 名まで）

■運賃を適用する路線又は営業区域

大和郡山市コミュニティバス全線（元気治道号）

■適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和 7 年 7 月 14 日から実施

■運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

奈良交通株式会社

令和 7 年 月 日

大和郡山市地域公共交通運賃等協議会

会長 上田 清